

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	令和2年6月15日～令和2年10月19日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	国府台保育園 クニノダイホイクエン		
所在地	〒272-0827 千葉県市川市国府台2-9-13		
交通手段	JR市川駅より(松11系統) 松戸営業所行バス、国府台病院下車 徒歩5分		
電 話	047-372-3740	FAX	047-374-0044
ホームページ	<a href="https://www.kounodaihoikuen.com/">https://www.kounodaihoikuen.com/</a>		
経営法人	社会福祉法人 千葉ベタニヤホーム		
開設年月日	1947年(S23)12月1日		
併設しているサービス	こあらっこどもセンター(子育て支援センター) 一時保育		

#### (2) サービス内容

対象地域	市川、松戸他								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	18	18	22	25	25	120		
敷地面積	4010.74㎡			保育面積		785.07㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育 ○		子育て支援 ○		
健康管理	乳児健診・身体測定：月1回、幼児健診：年2回、眼科・歯科検診、ギョウ虫、尿検査(幼児)：年1回								
食事	自園調理による給食提供、アレルギー除去食・宗教食対応、月2回土曜日お弁当の日								
利用時間	標準時間：7:00~18:00、短時間：9:00~17:00、延長：18:00~20:00								
休 日	なし								
地域との交流	町内自治会、国府台小学連協、消防署、交番、デｲｲｰﾍﾞｲｽ等への花の日に花束ﾌﾟﾚﾞﾞﾝﾄ								
保護者会活動	父母の会(総会、役員会、秋祭り、観劇会、ｸﾘｽﾏｽﾌﾟﾚﾞﾞﾝﾄ補助等)								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	21	23	44	内育休1
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	25	1	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		2		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市との保育委託に係る協定書に基づき、市川市こども施設入園課へ申込み利用調整の上入園する	
申請窓口開設時間	8：45～17：15（土日祝を除く）	
申請時注意事項		
サービス決定までの時間		
入所相談		
利用代金	保育施設の支給認定を受けた市町村の規程に基づく利用者負担金を市町村に支払う	
食事代金	3～5歳クラス 副食一ヶ月4,500円（減免制度あり）	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育理念「光の子として歩みなさい」17エリの信徒への手紙 5:8          児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し心身共に健やかに育つよう努めます。          私たちは神様にあるがままを受け入れられている喜びと、いつも共にいてくださる安心の中で、子どもの自ら成長する力を信じ、祈りつつ個性が尊重されるキリスト教保育を目指します。</p> <p>保育目標 「神様の恵みの中で、喜んで過ごす」          ・よく遊ぶ ・みる、きく、かんじる、考える ・みんなで生きる</p>
<p>特 徴</p>	<p>1947年創立の市川市でも最も古い私立保育園のひとつです。創設者の意志を受け継ぎキリスト教保育を実践しています。地域子育て支援センターを併設し、妊婦さんや産休、育休中のご家族など地域の子育て家庭の支援に力を入れています。2つの園庭と隣接する里見公園でおもいっきり遊んでいます。たくさん体を動かして遊び、おいしい給食をお腹いっぱい食べて、神様に見守られ、心も体も健やかに成長できるみんなで生きる保育を目指します</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>国府台保育園のめざす保育の姿          ・神さまが見守る「みんなでいきる」保育園          ～よくあそぶ、みる、きく、かんじる、かんがえる～          ・豊かな自然の中で「自ら育つものを育てようとする」保育園          ・「食べることは生きること」食を通して心と体が育つ「美味しい」保育園</p> <p>2011年に園舎を改築しました。木のぬくもりに囲まれた安らぎの空間となっています。キリスト教保育を実践し、保育園生活の中で神様を敬い人に仕えるみんなで生きる心を育てます。          保育室前の園庭と原っぱの園庭、隣接する里見公園の自然の中で季節の移ろいを五感で感じています。保育の中でお友達や保育士との関わりから自ら育つ力（自主性や自発性）を育む保育を目指します。          たくさん遊んでおいしい給食をお腹いっぱい食べて、心も体も健やかに成長できるみんなで生きる美味しい保育を目指します。          こあらっここどもセンターは、市川市で最初の地域子育て支援センターのひとつです。地域の子育て家庭のつどいの場、仲間作りの場になっています。こあらっここどもセンターから一時保育を利用し入園するお子さんもいらっしゃいます。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

国府台保育園

令和2年9月

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

### 特に力を入れて取り組んでいること

#### ◎子どもの個性や自発性を尊重し、子どもが自立し伸び伸びと育つ保育の実践に努めている

個性が尊重されるキリスト教保育の理念を基本とし、「よくあそぶ、みる、きく、かんじる、かんがえる、みんなでききる」子ども像を目指して保育目標を掲げ、環境づくりに取り組んでいる。特に身近な自然環境を活かした保育を通し、子どもの感性や自発性が豊かに育まれている。西園庭の冒険広場は草花摘み、虫探し、ボールあそびやかかけっこなど魅力いっぱいの遊び場であり、子どもの興味・関心を引きつけ、友だちとのびのびと遊びながら、協調性、言葉による伝え合う力、感じ取る、気づく、考える、予想する、工夫するなどの思考力の芽生えを培う場となっている。東園庭は保育者のアイデアで、3歳未満児保育室前に芝生登りの斜面が作られ、子ども達は毎日、登り降りを楽しみながら自然に体力づくりができています。砂場は「おだんご小屋」と称し、砂、土、水の感触を存分に味わい遊べるように環境が充実している。保育室の遊びコーナーは活動内容によりパーテーションで区切り、子どもの個性を大切にした環境の中で、子ども達は好きな遊びを楽しんでいる。また、合同保育、縦割り保育は、労い、励まし合いながら、「みんなでききる」ことの大切さを培っている。これらの取り組みを通し、子どもが伸び伸びと自発的に遊ぶ姿が見られる。保護者の総合的満足度も95%と高い。

#### ◎食への関心を深め個々に配慮した給食を工夫し、心と体を育てる食育に取り組んでいる

子ども達に生きる根源としておいしく、楽しく食べることで心と体を育てる食育を保育園は目指している。食育年間計画を基に各年齢の参加活動を計画し、食材を知らせる・覚える、野菜を見る・触れる、野菜の栽培・収穫の他、収穫した野菜を年齢に合わせたメニューで、子どもの前での調理や子ども自身でクッキングを体験するなど様々な工夫がされ、子どもの豊かな経験があり食への関心に繋がっている。食材は地産地消や国産の素材を使用して、旬の食材にこだわった給食を提供し、日々の子どもの様子を捉え食べやすい工夫を惜しまない職員の姿勢がある。配慮を必要とする子どもへの個別対応は毎日行い、常に子どもの課題にアンテナを張り、チームとして同じ方向を見据え職員の意識の高さが伺える。食育・アレルギー専門リーダーが中心となり、保育士と共通理解を持ち個々の課題への取り組みやおいしく楽しく食べるための支援を積極的に行っている。保護者アンケートで給食に関して99%と高い評価を得ている。

#### ◎地域の保育拠点として、子育て支援や地域との交流に積極的に取り組んでいる

地域社会の中で保護者同士が「支え合い育ち合う場」として地域子育て支援センター、一時預かり、周産期家庭の支援、育児サークルとの交流など地域の保育拠点として様々な子育て支援に積極的に取り組んでいる。地域交流や一時預かりを経て安心して入園に至るケースもある。また、周産期から保育園との関わりが大切と考え、パンフレットの配布や保健センターへのアピールなど職員の地道な努力により参加者が増え、子育て家庭や周産期の家庭にとって心強い存在となっている。地域の人々との交流として毎年おまつりを開催し、消防団員の太鼓披露や地域の人々が模擬店に参加して一緒に楽しみ交流を深めている。長年地域と共に子どもを育てている保育園の理念が受け継がれ「支え合い育ち合う場」となっている。

#### ◎長く働き続けられる職場環境づくりに取り組み続けている

1947年創立の市内でも最も長い伝統ある私立保育園として、職員が長く働き続けられる職場環境づくりに取り組んできています。正規保育士の平均在職期間は約20年、有休取得日数は12.3日、産休育休取得経験者が43%と子育てと仕事の両立を経験し、保護者や子どもに寄り添える保育士集団を形成している。キリスト教保育の理念に基づき、職員同士が互いに思いやり、子どもの病気、学校行事等で有給休暇を取得することへの理解も高く協力的である。ワークライフバランスに配慮した働き方、奨学金手当などの手当制度、安定した職場体制、職員育成など新入職員も長く働き続けられる職場環境の整備に取り組んでいる。

## さらに取り組みが望まれるところ

### ◎キャリアアップ研修を園内研修に活かした職員の育成を期待したい

経験の豊富な職員が多く、今までに培った力を保育に活かし保育の質も高い。保護者からも安心感や信頼を得ている。近年、新規採用職員も加わり、学び合う環境づくりを目指し、キャリアパスに応じた外部研修に参加して保育の質の向上に努めている。保育所保育指針改定による、新しい理論や考えに基づいた保育の理解や実践に向けては、研修受講者からその内容を全体の職員に伝え、話し合い、共有していくなど、園内研修の取り組みの工夫が望まれる。受講者が主体となり、積極的に発信することで職場全体のレベルアップに繋げていくことを期待したい。

### ◎重複書類の見直しなど簡素化と業務の効率化への取り組みが期待される

法人組織がしっかりしており、職員の職務分担を一覧表にし、それぞれ区分ごとの職務内容、役割と責任を明確に示している。保育者自身の自主性や自発性を特に大切にし、創意工夫が生まれやすい職場であることは職員アンケートの「現場の意見を吸い上げ取り入れてくれる、自由に意見を言いやすい」等にもよく表れている。一方、職員からは書類の重複など業務書類が多いとの意見も多く出されており、今後、書類の重複などの整理や当番の配分など、ICT化も含めて、業務の効率化を検討し取り組むことが望まれる。

### (評価を受けて、受審事業者の取り組み)

創設者の理念を継承し、子どもたちが伸び伸び育ってほしいという保育実践が保護者の皆様にご理解いただいていることに心から感謝いたします。これからも信頼される保育園であり続けるために、保育所保育指針改定による新しい保育理論などを主体的に学び合い、ベテラン職員と若い職員、専門リーダー等、それぞれの強みを活かした職員集団を作り、保育の充実に努めてます。  
また、業務効率化、保護者とコミュニケーション等の向上のためにICT化も含めて検討して参ります。  
With コロナの中、子どもたちの育ちの保障や保護者支援、地域の家族支援の充実に図って参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4		
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3		
				16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	3		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5		
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6		
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
		5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	29 食育の推進に努めている。	5		
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4						
6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5				
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5				
計					129	0	

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 事業計画、パンフレット、園生活のしおりなどに明示されている。法人の理念に基づき、国府台保育園として「光の子として歩みなさい」との聖句を掲げ、子ども自らの成長する力を信じ祈りつつ個性が尊重されるキリスト教保育を目指すことを理念としている。保育目標として『神さまの恵みの中で、喜んで過ごす「・よくあそぶ ・みる きく かんじる かんがえる ・みんなで生きる』』と、目指す方向や考え方などがわかりやすく明示され読み取ることが出来る。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 玄関を入った見やすい箇所に掲示されている。職員は毎日の昼礼時に聖書を通してキリスト教保育などの理念に触れる機会が多く、また、日々の実践について共有化を図っている。また、正職員を中心に毎月チャプレンを招き聖書を学ぶ会を実施している。法人職員研修会を年1回開催し、キリスト教保育、社会福祉の実践について実践研究発表会を行い、職員ひとり一人の理解向上に繋げている。理念や方針が良く周知されていることは、職員自己評価アンケートからも窺い知れる。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 入園に当たり面接時に「重要事項説明書」「園生活のしおり」で、園の理念、方針と保育目標を説明している。特に「園生活のしおり」は色刷りの写真入りで保護者に分かりやすくする工夫がなされている。毎月の園だよりに年の主題や毎月の主題を明示するとともにその月に実践していることを掲載している。父母の会総会を年1回、保護者懇談会を年2回開催し保護者に理念や方針の周知を図るとともに、実践面について話し合う機会としている。また、ホームページにも掲載している。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている</li> </ul>
<p>(評価コメント) 国府台保育園の目指す保育の姿を明確にし、事業計画が策定されている。計画達成のためにキリスト教保育が大切になっている「自発的な遊びの充実」「非認知能力=心を育てる保育」「受容的、応答的な関わり」「障害児保育=インクルーシブ保育」を重要ポイントとしている。中長期的な視点にたつて、安全で適切な保育環境、保育士配置など保育体制を整えることに努め、待機児童解消や配慮を要する子どもを受け入れることにも取り組んでいる。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 2月にまとめ会議を行い10か月の振り返りを行う。3月にまとめ会議を受けて新年度会議として、職員で話し合い事業計画を策定する仕組みができています。年度末年度当初以外にも4半期ごとに評価を行ない、また、クラス担任、給食、保健、行事など部門ごとに夫々振り返り評価を行って次年度の計画に繋げている。園長、主任、副主任が園長主任会議で定期的に協議している。これらの協議を経て策定された事業報告や事業計画を職員会議で配布し周知している。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園長は、理念や方針の実践面に関しては、中長期的な視点でとらえて、中心に置くべきこととその時の現状や情勢に合わせて、新たなニーズや課題に対応した保育のありかたや事業の進め方を示すようにしている。また、直接保育にあたる保育士が感じていること、子どもに必要と思っていること、したいと思っていることが実現できるよう、保育者自身の自主性や自発性を特に大切に、創意工夫が生まれやすい職場作りに努めている。このことは「自由に意見が述べられる環境がある、現場の生の声を活かしてくれる」等との職員アンケート意見にもよく表れている。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 法人の理念であるキリスト教社会福祉やキリスト教保育の理念を明示し、就業規則にも倫理規定を明示している。全国保育士会の倫理綱領を掲示している。また、職員会議などを通して常に倫理意識を持って保育に臨むことを徹底している。複数担任制を敷き、職員と職員に副主任を交えて職員同士が常に意識し合いお互いに注意し合える環境を整えている。</p>		



8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント)事業計画書に人材育成方針を明示している。職員の職務分担を一覧表にし、それぞれ区分ごとの職務内容、役割と責任を明確に示している。昨年度より、人事考課制度を導入し、目標管理シートを活用した評価基準や評価方法を明示し、評価の客観性と透明性を図るよう取り組んでいる。主任が年2回面談をし、評価結果について職員と振り返り、次のステージへの課題を整理し、目標設定と自己啓発など、モチベーション向上に繋げるようにしている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
(評価コメント)平均勤続年数20年以上であり、有給休暇付与日数も多い。有給取得日数は12.3日(49%)である。クラス、エリアなど職員同士で偏りがないよう話し合い取得できている。21名の正規職員のうち11名が育児休業取得経験者であり、非正規職員も2名経験している。子育て中の職員が多く、育休や子どもの病気、学校行事等での有給休暇を取得することにも職員は理解があり協力的であるなど、長く働き続けられる職場環境が醸成されている。今後は介護休暇の取得も予想される。勤続年数が長いだけに職員構成に偏りが見られ、今後新規職員を継続的に採用することを課題としている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
(評価コメント)専門性の向上、人材育成のための研修を事業計画に明示している。人事考課制度の活用、キャリアアップ研修など外部研修を駆使して、職種別、経験年数などを考慮し、個人人材育成計画とスキルアップの目標を設定して取り組んでいる。キャリアアップ研修受講者による伝達研修なども活用して園内研修計画を作成し実施することが望まれる。新規採用職員にはOJTリーダーを指名し、日々の業務内容の習熟に努めている。また、メンター制度を設け、振り返りを行い疑問や困りごとをケアすることで不安を取り除き、保育者として内面や遣り甲斐、ライフプランなどの相談を受け、意欲的に保育に臨めるよう、新入職員の育成には特に力を入れて取り組んでいる。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
(評価コメント)職員会議で、児童権利擁護や虐待防止、保育士の倫理綱領などについて研修を行っている。キリスト教保育の理念にある通り、子どもの人格を尊重し、主体的に取り組めるよう見守る保育の実践に努めている。複数担当制を敷くなど、職員同士が夫々の保育について意見を交わし、お互いに人権尊重や不適切な関りに気づいていけるよう努めている。虐待における保育園の役割として「発生予防、早期発見、家庭への援助」を上げ、虐待防止マニュアルを作成するとともに、関係機関とも連携して対応している。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
(評価コメント)法人として、個人情報保護規定を設けている。利用者からの開示請求については、第44条に規定している。生活のしおり、重要事項説明書に明示し、保育園玄関にも掲示し周知を図っている。また、入園時の面接で説明し、文書による同意書を取り交わしている。職員はもとより、実習生や職場体験で来援する学生や生徒に対しても、個人情報保護を徹底するよう指導している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
(評価コメント)利用者満足の向上を目指し、日々の保護者との関りを大切にすると共に、連絡帳や連絡票を活用しながら、利用者の顕在ニーズや潜在ニーズの把握に努め、問題点には迅速に対応できるよう職員全体で連携し取り組んでいる。また、相談内容に応じて相談日を設け面談をし記録している。特に要望や意見を言いやすい雰囲気づくりが大切であることを職員間で認識し丁寧に関りに努め、保護者アンケートでは「相談しやすい」との回答が86%と、満足度は高い結果が出ている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
(評価コメント)法人として福祉サービス利用者相談窓口制度に関する規定を作成し、入園時に配布する生活のしおりや重要事項説明書に掲載して周知を図っている。また、保育園玄関に苦情等対応窓口及び担当者と第三者委員連絡先を明記し掲示している。その他ご意見箱を設置いつでも意見を受け入れる体制を整えている。頂いた意見や相談は速やかに検討し、早急な改善に努めている。苦情等の窓口や制度の認知度を更に高めるため、掲示や周知の方法を工夫していくことが求められる。		



15	保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント)自己評価は法人が作成した「職級に応じた自己評価シート」により、各自が目標を設定し、達成状況・成果、業務遂行に当たった問題点や反省を記載、その内容を踏まえ年2回、園長、主任と面談を行っている。改定された保育所保育指針の内容を保育に反映できるよう、キャリアに応じた目標を全職員が主体的に設定し、さらに保育の質の向上を目指していくことを期待したい。今回、第三者評価を受審し結果を公表して保護者や地域に対して社会的責任を果たすことにも取り組み始めた。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■ マニュアル見直しを定期的の実施している。</li> <li>■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント)業務に必要な標準的マニュアルを作成し手順を明確にしている。マニュアルは職員が必要に応じて活用できるように事務室に配備している。マニュアルの作成は、園長、主任、各専門職員が行い、必要に応じて見直しを全職員に周知している。今年度は新型コロナウイルス感染マニュアルを作成して対応に努めている。マニュアルの作成、見直しについて職員の自己評価は「どちらともいえない」「できていない」の回答が半数であった。作成、見直しに当たっては全職員の意見を求め、様々な状況の変化に的確に素早く対応できるように取り組んでいくことが望まれる。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント)利用に関する問い合わせや見学に対して、パンフレットやホームページを作成し利用者にはわかりやすく明記している。見学は月曜～土曜まで受け入れ、見学者と日程調整を行ない対応している。見学時は園のパンフレットの内容を利用者の求めに応じて説明し、特に「個性が尊重されるキリスト教保育」「おいしい食事の提供」「自然環境の中でのびのびと遊び心身の成長を育む」等について、園の目指す保育を伝えている。入園前の見学や保育内容の説明に関する保護者アンケートでは90%が満足と回答している。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
(評価コメント)新入園児保護者には保育の開始にあたり、3月に説明会を開催し、「入園のしおり」を基に理念・保育方針、保育内容、基本的ルール等を説明している。全体説明後は個別で面談し、家庭での状況を聞き取り、保護者の希望や配慮事項などを確認し記録している。説明資料は毎年更新し、保護者に分かりやすいように工夫している。説明内容については保護者の同意を得ている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全体的な計画は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
(評価コメント)全体的な計画は、キリスト教保育の理念、保育方針、保育目標、乳児保育の3つの視点、幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿、0歳～5歳までの保育目標・ねらい・内容、食育、子育て支援などが組み込まれ、取り組みの全体像が分かり易く作成されている。また、子どもの背景にある家庭や地域の実態を十分に把握し、安心と信頼の関係を築くことを配慮して作成している。計画の作成は全職員が参画し、内容の共通理解を図っている。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
(評価コメント)全体的な計画に基づき、各年齢ごとに子どもの生活や発達を見通した年間・月間・週間指導計画を作成している。また、3歳未満児や特別な配慮が必要な子どもに対しては個別計画を作成し、きめ細やかな保育に努めている。保育目標として掲げている「よくあそぶ」「みる きく かんじる かんがえる」「みんなでききる」ことを、日々の活動を通して十分に経験できるように、豊かな自然環境を生かした保育、園庭環境の工夫、室内遊びのコーナー設定の工夫など、ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。保育実践の振り返りは、担当保育士間や必要に応じて保育リーダーが参画して行っている。今後、さらに質の向上を図る上で、振り返りの視点を明確にした話し合いを期待したい。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
(評価コメント)玩具や遊具は子どもの発達段階や興味・関心、季節などに考慮し、見直しをもって見直し、入れ替えを行っている。素材や用具は子どもの自発性や自立性を尊重し、子どもが必要なものを自分たちで選び自由に遊べるような環境づくりをしている。自由あそびの時間を十分に確保した環境の中で、保育者は子どものイメージや「やってみよう」という気持ちを大切に受け止め、働きかけに配慮しながら自発性を引き出すように取り組んでいる。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)園周辺の身近な自然環境を活かし、自然と十分に触れ合いながら子どもの好奇心や探求心を深めている。園庭が二つあり、西側園庭は、花摘み、虫探し、かけっこ、ボールあそびなど魅力がいっぱいの冒険広場となっている。また、東側園庭は3歳未満児保育室の目の前に芝生登りの斜面が設置され、保育者の環境づくりの工夫により、子どもたちは毎日喜んで斜面を登り降りしながら自然に体力が育まれている。近隣の里見公園や江戸川の土手へ週に2～3回散歩に出かけ、自然と触れ合いながら様々な体験ができる場となっている。花の日の礼拝や収穫感謝礼拝の折に交番や消防署、デイサービス等に花束や果物を届けるなど、地域の方とも積極的に交流を図りながら社会体験が得られる機会をつくっている。このような日々の取組みが子どもの生活に変化や潤いを与え、子どもの成長に繋がっている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)日々の様々な出来事の一つひとつが関わりを学ぶチャンスと捉えている。喧嘩やトラブルは保育士が良い悪いを決めるのではなく子どもの心情や背景に配慮し、気持ちに添った対応をしている。また、子ども同士が解決できるよう一緒に考え、子ども同士の関わりを見守りながら人間関係の中で育つ力を引き出せるよう配慮している。異年齢交流では1・2歳児が混合クラスで、3歳以上児は異年齢で関わる機会を持っている。特に行事は異年齢の経験の中で、年長児が計画し自主的な活動の過程を大切にしながら達成感が得られるようにしている。その中で、年上児へのあこがれの思いから自分もやってみようとする意欲が育っている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)配慮の必要な子どもの個別計画を作成し、個々に合わせた様々な活動の中で子どもの興味を大切に、保育士の子どもに関わる姿を通してクラスの子ども達は自然に受け止め、その刺激を受けながら生活や遊びを展開している。障害児専門リーダー・保護者専門リーダーが配置され体制が整っており、クラス担任は孤立することなくケース会議などで、検討やアドバイスを受け家族背景を踏まえた支援が来ている。必要に応じて発達支援センターと連携を図っている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)新型コロナウイルス対策としてベランダで登降園時の対応を行っている。毎日の健康観察票を保護者から受け取り視診や触診をしながら子どもの健康状態を確認し、伝達事項は早速チェック表に記録し担任に伝達している。怪我・病気・家庭環境の変化などは昼礼で報告し、記録は全職員が確認するよう徹底している。延長保育は3歳未満児と3歳以上児に分かれ少人数で保育を行っている。落ち着いて自分の好きな玩具で遊べるよう年齢に合わせたコーナーを設定し、遊びの状況に合わせて玩具を交換するなど、子どもの要望や年齢に沿った配慮をし安心して過ごせるようにしている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)3歳未満児は保護者との連絡帳を用い、日中の子どもの様子や保育活動などについて情報提供し連携を図っている。3歳以上児は、各クラスに今日の活動として子どもの姿やエピソードを掲示し伝達している。保育参加(参観)は随時行われ0～3歳児の保護者は変装し参加することで、子どもに気付かれることなく自然な姿を参観でき好評である。個人面談は年1回の他、必要に応じて行い、クラス懇談会は年2回、子どもの成長の見通しや年齢の特徴の説明や意見交換をし、スライドや写真の冊子を閲覧するなど、子どもの成長の姿を保護者と共有している。保育所児童保育要録は保護者の同意のもと小学校へ送付している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)年間保健計画を作成し、業務実施内容を細かく記録し評価もしている。健康診断は3歳以上児が年2回、3歳未満児は6回以上実施し、結果は児童票の記録と保護者には各クラスに掲示して知らせ、伝達事項がある場合は個別に連絡票で伝えている。看護師は朝各クラスを巡回して個々の子どもの健康状態を把握し、体調が悪い場合は日中も継続して観察を行い担任と連携して対処している。虐待を未然に防止する為、身体測定時や着替えの場面での観察や日中の子どもの様子の変化を細かく見て取り、不適切な兆候が見られた場合は「保護者の子育てを支援する」ことを明確に伝え、看護師や各専門リーダーと連絡を取り合い迅速な対応ができる体制が整っている。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
(評価コメント) 保育中の怪我や体調不良は子どもの状態により保護者に連絡すると共に、病院での受診や保健室で看護師が経過を見守るなど、子どもの状態から判断し対処している。感染症対策として、保育園が実施している消毒方法を写真入りの説明で各クラスに掲示し、保護者が確認できている。看護師や担任が手洗い教室・せきエチケット・新型コロナウイルス教室などを行い、衛生管理の大切さや清潔を保つための方法を知らせ感染症対策に努めている。乳幼児突然死症候群の予防対策として、0歳児は午睡チェックセンサー「ルクミー」を補助的に活用し、5分毎確認している。1・2歳児は10分、3歳以上児は30分毎に確認し記録している。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しむように工夫している。</li> </ul>
(評価コメント) 年間食育計画に各年齢のねらいや内容、配慮、配慮食、参加活動の項目で作成し、食育・アレルギー専門リーダーと保育士の連携のもと様々な活動に取り組んでいる。毎日の食材をランチルームに展示し、子ども達は興味をもって見たり触れたりしている。また、調理の様子をガラス越しに見ながら食べることへの興味を高めている。栽培した野菜は子どもの目の前で調理し食すなど、給食室と身近な関わりが自然な形で行われている。栄養士は3歳未満児室を巡回し、特に離乳食は個々の喫食状態を見て対応している。「楽しく食べる、みんなで食べる、食べることが好きになる」ことを大切に食事提供に力を入れている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
(評価コメント) 熱中症アラート対応としてベランダに専用の計測器を置き、戸外に出る目安としている。保育室は温・湿度計で随時確認し、昼の計測を記録し常に快適に過ごせるよう配慮している。登園時に全員が手洗いし活動後などのこまめな手洗いの励行により、子ども自らが行動し清潔習慣が身につくよう園全体で衛生管理に取り組んでいる。園舎内の清掃・消毒を補助する職員も在籍し、衛生管理や適切な環境の保持に努めている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
(評価コメント) 月1回、リスク会議を実施している。リスクマネージャーを中心に園長・主任・リスク委員が安全点検やヒヤリ・ハット、事故報告書を検証し、配慮事項や遊び方の検討、危険箇所の把握や対応について協議し、改善や安全対策に努め全職員に周知している。市川市の交通安全教室や防犯訓練をクラス毎に年2回実施し、紙芝居や劇などを通して子ども自身が危険を予測し行動出来るよう安全指導に取り組んでいる。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■ 定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
(評価コメント) 災害時の対策として、非常災害計画を策定し職員の役割分担を明確化し周知している。避難訓練年間計画を基に月1回避難訓練を行い、年2回は消防署立会いの訓練を実施している。家庭との連携は、災害伝言ダイヤルの体験訓練と保護者への引き渡し訓練を年2回実施している。保護者には災害伝言ダイヤルの使用時にキーワードが伝えられ、子どもの引き渡し時にキーワードで確認をとっている。保護者が意識を持つことにも繋がり緊急時に備えている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 子育て支援センター(こあらっこ子どもセンター)を併設し、地域の子育て家庭や周産期を迎えた家庭の交流・相談の場を設けている。週5日自由に遊べるオープンスペースの開放や0・1歳児対象の活動、年齢別集団遊び、異年齢集団遊び、保育園の遊び紹介、育児講座など様々な活動や支援を行っている。毎年、保育園主催のお祭りを開催し、地域の人々が参加して一緒に楽しみ交流を深めている。		